

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」 に対する意見の募集について

1 概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正（一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校に「専攻科」を設置することを可能とするなど）に伴う犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収規則」という。）の改正案について、意見公募手続を行うもの。

2 期間

令和8年2月27日から令和8年3月28日まで（30日間）

3 改正の概要

専修学校に置かれる専攻科に対する授業料等の支払については、大学等への入学金や授業料等の支払と同様に、顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されていることから、マネー・ローンダリングに係るリスクが低いものである。

このことを踏まえ、犯収規則第4条第1項第7号ニを改正し、特定事業者による取引時確認等が不要となる「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に、専攻科に対する授業料等の支払に係る取引を加えることとする。

4 施行期日

公布の日